

取扱注意

資料No.1

国民健康保険システム標準化
第2回合同ワーキングチーム

令和5年12月25日

国民健康保険システム標準化

第2回合同ワーキングチーム

令和5年12月25日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 全国意見照会の実施結果
3. ご意見への対応方針
4. 全国意見照会（2回目）の対応事項について
5. 検討・課題事項について
6. その他の対応について
7. 今後の予定

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- これまでの標準化検討においては、令和4年8月31日に標準仕様書【第1.0版】を公開後、残課題事項等の反映を行った標準仕様書【第1.1版】を令和5年3月31日に公開した。
- その後、デジタル庁における検討事項や【第1.1版】公開時点での残課題事項等への対応を進め、前回のワーキングチーム（以下「WT」という。）及び第1回検討会において、**対応内容に関する議論及び報告を行い、全国意見照会を行った。**
- また、前回のWT及び第1回検討会において、【第1.1版】策定時の残事項の対応方針について承認いただいたことから、標準仕様書への反映事項を整理し、**第2回検討会（書面開催）において反映内容に関する報告を行い、2回目の全国意見照会を行った。**
- 検討事項毎の対応内容は以下の通り。

#	分類	項目	対応時期	対応内容	区分
1	デジタル庁 検討事項	横並び調整方針改定版の取り込み	意見照会 (1回目)	標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定）の改定版において、下記2点の変更点があったため、 機能・帳票要件の様式に反映した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機能要件に対し「適合基準日」を規定した。 ・ 「（別紙2）機能・帳票要件」に「改訂履歴シート」を追加した。 	報告
2		統合収滞納機能について	意見照会 (1回目)	共通機能標準仕様書【第2.0版】（令和5年3月）において、統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことを踏まえ、 国保標準仕様書における収滞納管理機能の取扱いについて 、「統合収滞納管理機能を利用する場合には、本仕様書に規定する個別収滞納管理機能の必須機能が実装されていなくても、国保標準仕様書に準拠しているものとみなす」旨、 本紙に規定した。	
3		統合収納管理・統合滞納管理の連携IFの変更	意見照会 (2回目)	各業務の賦課機能と統合収納及び統合滞納との連携IFを、 統合収納及び統合滞納の連携IFに合わせる形で修正 する方針が示され、データ要件・連携要件標準仕様書【第2.2版】が令和5年9月末に公開された。変更内容について確認し、 国保標準仕様書へ反映した。 ※ #7「その他修正」に含めて意見照会を実施した。	4章にて詳細を報告

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

(前頁から続く)

#	分類	項目	対応時期	対応内容	区分
4	検討・課題事項	国保標準仕様書【第1.1版】(案)における誤植の修正について	意見照会 (1回目)	令和5年3月に公開した国保標準仕様書【第1.1版】に関する問い合わせ等により判明した誤植について修正した。 なお、 国保標準仕様書【第1.1版】(差し替え版) として、本対応のみを反映した仕様書を 令和5年11月に公開 した。	報告
5		帳票のユニバーサルデザインについて	意見照会 (2回目)	令和5年3月に公開された後期高齢支援システム標準仕様書【第1.1版】において、市区町村において帳票のユニバーサルデザインについて検討する際の参考資料として、「帳票デザイン基本方針」が示された。 国保において、これまでの全国意見照会等において、帳票のユニバーサルデザインに関するご意見が寄せられていたことも踏まえ、 国保版「帳票デザイン基本方針」を作成し、標準仕様書【第1.2版】にて参考資料として公開する。	4章にて詳細を報告
6		収滞納管理機能の実装類型見直し	意見照会 (2回目)	国保標準仕様書【第1.1版】で規定した収納管理・滞納管理の機能要件は、税務システム標準仕様書で示された要件と同等の要件としていたものの、 税務システム標準仕様書においてオプション機能へ見直されたこと等により実装類型に差異が生じていたため、税務システム標準仕様書の機能要件と比較し、国保業務において過剰となる実装必須機能について、標準オプション機能に見直しを行い、機能・帳票要件に反映した。	
7		その他修正	意見照会 (2回目)	標準仕様書【第1.1版】で規定した機能要件について事務局にて改めて精査し、機能要件の内容を明確にするために 補記が必要な箇所 や、統合収滞納管理機能の標準仕様を示されたことにより 不要となる機能要件等について整理し、国保標準仕様書へ反映した。	
8	制度改正	産前産後保険料免除について	意見照会 (1回目)	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和5年5月19日付け保発0519第1号）において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置が創設 されることが示された。 対象は、出産（※1）する被保険者本人とし、当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（※2）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。 ※1. 「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩であり、「出産」、「死産」、「流産」、「早産」、「人工妊娠中絶」を問わず、対象となる。 ※2. 産前産後免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間とする。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間とする。 上記の 制度改正に対応するため、別紙の改訂 を行った。	報告

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

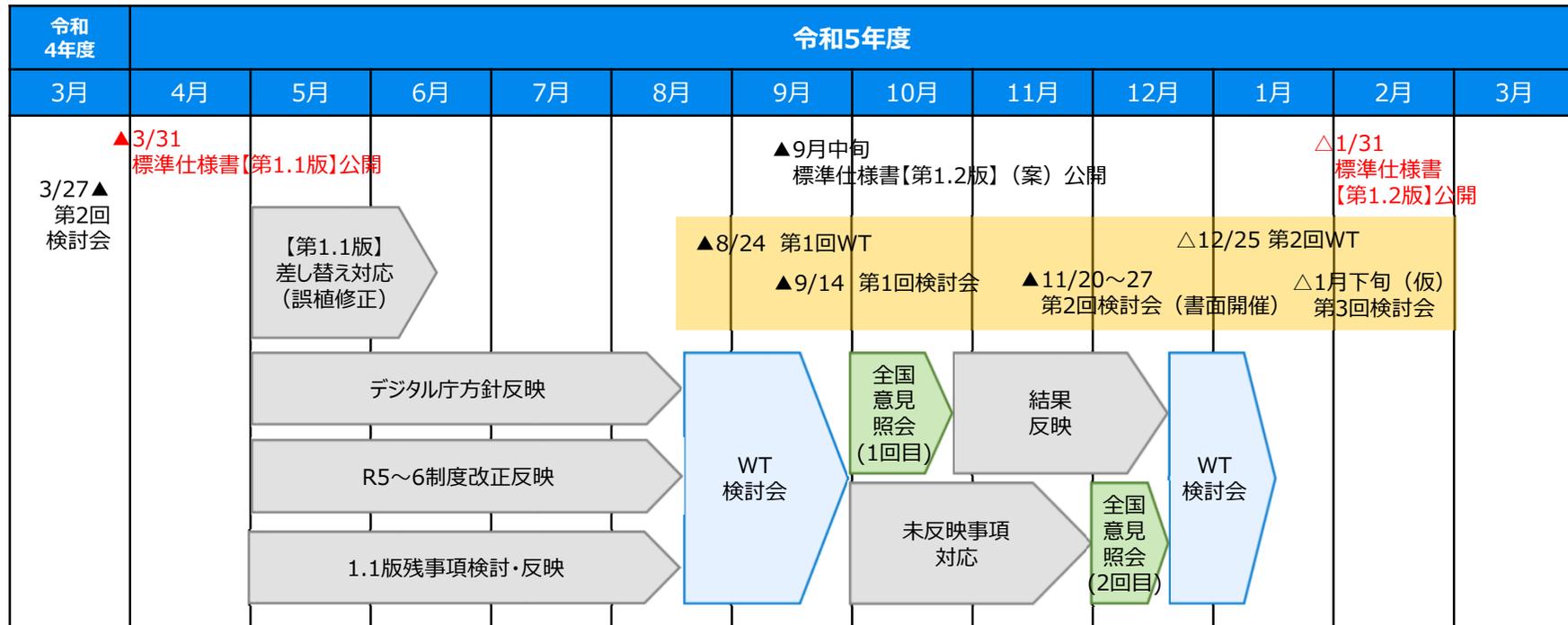
- また、デジタル庁等において検討が進められている事項や今後予定されている制度改正案件等については、標準仕様書【第1.2版】（案）への反映を行っていないため、全国意見照会の対象外とした。
- 全国意見照会時点において、標準仕様書に未反映の事項及び全国意見照会後に発生した新規の検討・課題については以下の通り。

#	対応事項	検討・課題事項	内容	区分
1	デジタル庁検討事項の反映	基本方針改定版の取り込み	令和5年9月に地方公共団体情報システム標準化基本方針が改定されたため、変更された内容について確認したところ、 国保標準仕様書に影響ないことを確認した。	報告
2		【新規追加】 横並び調整方針改定版の取り込み	令和5年6月に標準仕様書間の横並び調整方針が改定されたことを受け、適合基準日の規定と改定履歴シートを「（別紙2）機能・帳票要件」に反映したところであるが、標準オプション機能の適合基準日の規定については、 令和6年1月にデジタル庁より方針が示される 予定であることから、 方針が示され次第、機能・帳票要件に反映することとする。	
3	検討・課題事項	地方単独事業に関する機能要件について	引き続き厚生労働省と協議し、 国保標準仕様書【第1.2版】以降の対応の中で検討を行う。	5章にて詳細を報告
4		特定健診・特定保健指導に係る業務について	現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、 検討状況を鑑みて国保標準仕様書への取り込みを検討する。	
5		マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指すことが予定されており、令和5年8月8日に実施された「第3回マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において公表された 「最終とりまとめ」の内容を踏まえ、今後検討を行う。	
6	その他の対応	【新規追加】 給付管理機能と国保総合システムの建付けについて	給付管理機能については、国保総合システムへの一部委託を前提に、最低限必要となる機能を実装必須機能として標準仕様書に示しているものの、国保総合システムのみを利用、またはシステムを利用せず運用を行っている市区町村が存在することから、 標準仕様書に示す実装必須機能について整理し、本紙に記載した。	6章にて詳細を報告
7		【新規追加】 帳票IDの付番について	標準仕様書に示す帳票については、機能IDと同様に 一意のIDを付番する必要があるが、国保標準仕様書において適切に付番されていなかったため、帳票IDを付番する。	

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- これまでの標準化検討の実施スケジュールは以下の通り。
- 令和5年10月2日から10月18日の期間において、標準仕様書【第1.2版】（案）に対する1回目の全国意見照会を実施し、その結果の反映を行った。
- また、令和5年12月1日から12月15日の期間において、2回目の全国意見照会を実施し、その結果の反映まで行ったところ。

: 事務局が実施する作業
 : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



2. 全国意見照会の実施結果

○ 令和5年10月2日から10月18日及び令和5年12月1日から12月15日の期間で実施した国民健康保険システム標準仕様書【第1.2版】（案）全国意見照会においていただいた本紙及び別紙に対するご意見の数は以下の通り。

#	業務	標準仕様書【第1.2版】 （案）	意見分類（※1）				合計	質問票 （※2）
			表現修正・誤植	要件追加	要件縮小・削除	その他		
1	-	本紙	2	2	0	7	11	24
2	システム 共通	機能・帳票要件	0	5	0	6	11	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	0	0	
3	資格管理	業務フロー	0	1	0	0	1	8
		機能・帳票要件	1	18	1	8	28	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	2	1	3	11	
4	賦課管理	業務フロー	0	1	0	0	1	6
		機能・帳票要件	1	12	0	4	17	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	23	7	76	111	
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	0	0	14
		機能・帳票要件	1	11	1	2	15	
		帳票詳細要件・レイアウト	3	11	2	5	21	
6	収納管理	業務フロー	0	4	0	2	6	7
		機能・帳票要件	1	7	1	4	13	
		帳票詳細要件・レイアウト	0	15	0	5	20	
7	滞納管理	業務フロー	2	0	0	0	2	2
		機能・帳票要件	4	5	4	1	14	
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	1	1	
8		帳票デザイン基本方針	-	-	-	5	5	0
9		収滞納機能実装類型見直し	-	-	-	17	17	0
10		その他修正	-	-	-	13	13	0
合計			25	117	17	159	318	61

※1 回答する市区町村にて、回答時に付していただいた意見分類
 ※2 意見照会の回答様式とは別に質問票で受け付けた問合せやご意見

※3 #8~10の意見照会は、意見分類なしのため、「その他」に件数を計上。

3. ご意見への対応方針

- 全国意見照会でいただいたご意見は、前述の4頁にて示した今後検討を予定している事項に関するものや、誤植等の指摘、標準化の趣旨に沿わないご意見等が混在していたため、これらを細分化し、下記8分類と分類毎に対応区分を定め、ご意見の分類作業及びご意見への対応を行った。

#	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	修正
1	質問	記載に関する質問や、既に要件として規定済みとなっている内容であるため、対応を不要としたもの。	○	－
2	見送り	標準仕様書の対象範囲外の内容であるため、対応を不要としたもの。	○	－
3	今後検討予定	地方単独公費の取り扱い等、検討中の事項に対してのご意見であるため、現時点での対応は見送り、今後の参考情報として活用するもの。	○	－
4	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等に関するご意見であるため、事務局の判断にてご意見の通りに対応したもの。	－	○
5	経緯・補足修正	仕様書の記載が不十分であるためにいただいたご意見であると判断し、事務局の判断にて経緯等の追記を行ったもの。	－	○
6	制度	制度に基づいたご意見であり、要件の変更を検討すべきと判断したもの。	－	○
7	見直し	ご意見の内容に基づく要件がないと業務が遂行できず、代替手段がない等の運用への影響があり、要件の変更を検討すべきと判断したもの。	－	○
8	実装類型見直し	実装類型を実装必須から標準オプションといったご意見であり、他機能要件等に影響を与えず、他業務と比較しても実装類型の変更が適切であると判断したもの。	－	○

- 対応区分毎の内容と、関連する資料を以下に示す。

#	対応区分	対応内容	関連資料
1	対応見送り	ご意見に対して、標準仕様書へ反映しない理由や根拠等を整理している。	●【別添①】ご意見一覧
2	修正	誤植や機能の見直しが明らかに必要であると判断したものについて、標準仕様書【第1.2版】(案)の修正を行っている。	●【別添①】ご意見一覧 ●【別添②】標準仕様書【第1.2版】(案)

3. ご意見への対応方針（分類結果）

○ 前頁にて示した8分類にご意見を分類した結果は以下の通り。

分類		質問	見送り	今後 検討予定	記載修正	経緯・ 補足修正	制度	見直し	実装区分
対応区分		対応見送り			修正				
1	－	本紙	4	6	1	0	0	0	0
2	システム共通	機能・帳票要件	0	8	0	1	0	2	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	0	0	0	0
3	資格管理	業務フロー	0	1	0	0	0	0	0
		機能・帳票要件	5	17	1	3	3	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	5	6	0	0	0	0	0
4	賦課管理	業務フロー	0	1	0	0	0	0	0
		機能・帳票要件	1	10	0	3	1	0	1
		帳票詳細要件・レイアウト	26	81	0	2	2	0	0
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	10	4	1	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	18	2	1	0	0	0
6	収納管理	業務フロー	0	4	0	0	2	0	0
		機能・帳票要件	0	11	0	1	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	3	17	0	0	0	0	0
7	滞納管理	業務フロー	0	1	0	0	1	0	0
		機能・帳票要件	0	7	6	1	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	1	0	0	0	0	0
8	帳票デザイン基本方針		0	5	0	0	0	0	0
9	収滞納機能実装類型見直し		0	17	0	0	0	0	0
10	その他修正		0	7	0	6	0	0	0
合計			44	228	14	19	9	2	1

○ 「見送り」としたものが228件と最も多い結果であったが、新たな機能要件の追加要望や、すでに規定済みの機能や項目の実装類型の変更要望等、いずれも【第1.1版】から大幅な変更が生じていない機能に対するご意見やすでに議論済みのものと判断したためであり、これらについては標準仕様書への反映を行っていない。

○ また、「見送り」に次いで「質問」としたものが44件であったが、複数帳票に同一意見が寄せられたことによるものであり、すでに仕様書に規定済みの内容と判断したため、標準仕様書への反映を行っていない。

3. ご意見への対応方針（ご意見一覧）

- 前述した8分類及び2種類の対応区分に従い、事務局にて各ご意見に対して分類・理由等を記載し、「ご意見一覧」として整理している。（詳細は「【別添①】ご意見一覧」参照）

【ご意見一覧のイメージ】

意見内容	意見の理由	ご意見整理		
		分類	対応区分	回答
実装必須機能に「※マル学・マル遠を出力対象とするか選択できること」を追記すべき。	マル学対象者はアルバイト等の収入がある場合があるため、マル遠も含めて所得照会の対象とすることを可能とするべき。	見直し	修正	<p>いただいたご意見につきましては、市区町村によって機能の要否が異なるため、実装オプションとして以下の機能を追加いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地所得照会資料について、マル学該当者を含めて出力できること。 ・前住所地所得照会資料について、マル遠該当者を含めて出力できること。
料（税）額計算の算定結果について、決定金額や期別調定額を修正可能な機能について、実装オプション機能から実装必須項目へ変更する。	月次更正を行う際に必須機能となり、当該機能が無くなることで効率化が図られなくなるため	実装区分	対応見送り	<p>実装類型につきましては、開発ベンダからの申し入れ等により、業務上必要不可欠な機能を除きオプション機能とするよう、デジタル庁より指針が示されているところです。</p> <p>加えて、標準仕様書【第1.0版】において定めた実装類型に基づき、既に開発を進めているベンダもあるため、これらの状況を踏まえ、オプションから必須への変更につきましては業務上必要不可欠な場合を除き、見送りさせていただきます。</p>

※「ご意見一覧」は意見照会を行った対象物毎に、以下の4シートに分けて作成している。

- ・「【意見照会1回目】本紙」
- ・「【意見照会1回目】（別紙2）機能・帳票要件」
- ・「【意見照会1回目】（別紙3・4）帳票詳細要件・帳票レイアウト」
- ・「【意見照会2回目】UD・収滞納・その他修正」

- なお、「ご意見一覧」については、他業務と同様に公開はしない方針とし、標準仕様書【第1.2版】の公開をもって、各市区町村においてご意見の反映有無をご確認いただくこととする。

4. 全国意見照会（2回目）の対応事項について

（1）帳票のユニバーサルデザインについて

課題

ユニバーサルデザインの対象帳票としてあげられている保険料決定通知書や簡易申告書、高額療養費支給申請書等、通知書・申請書類の帳票は、国保以外でも存在する帳票であり、税務や介護等の標準仕様書においてユニバーサルデザインを採用したレイアウトが示されていない状況を踏まえると、**国保のみユニバーサルデザインへ対応することは適切ではないことや、標準仕様書【第1.1版】を基に、令和7年度に向けて既にベンダが開発着手している状況**であることを踏まえ、改めて**ユニバーサルデザインに対応した帳票レイアウトを示すことはしないこととした。**

但し、後期において検討された帳票デザイン基本方針については、いくつかの自治体が公開しているガイドラインを参考にすると共に、全国意見照会結果を踏まえて検討を行っているため市区町村の意見が収集されていること、かつユニバーサルデザインの基本的な考え方であり、国保でも同様に適用可能であると考えていること、またWTにおいても特段の反対意見はなかったことから、**国保標準仕様書においても、本資料と同等の内容を参考の位置づけとしてお示しすることとする。国保標準仕様書として作成した「帳票デザイン基本方針書（案）」について、2回目の全国意見照会を実施した。**

方針（結論）

全国意見照会においては、「国保単独でもユニバーサルデザイン対応の帳票を示すべき。」といったご意見をいただいたものの、前回WTに示した通り、多くのご意見を反映して標準仕様書【第1.1版】を公開していることや、既にベンダが開発着手していること等の理由から、**ユニバーサルデザインに対応した帳票レイアウトは示さないこととする。**

また、「多言語対応出来るように帳票デザイン基本方針に規定してほしい。」といったご意見をいただいたものの、**多言語対応については、市区町村による判断が異なることから、標準仕様書として方針を示すことはせず**、お示した「帳票デザイン基本方針書（案）」を参考資料とさせていただきます。

参考資料 帳票デザイン基本方針書（案）

<p>国民健康保険システム 帳票ユニバーサルデザイン対応</p> <hr/> <p>帳票デザイン基本方針書(案)</p>	<h4>2.4 フォントについて</h4> <p>UDフォントの中で、無償・商用利用可能・Windows標準フォントという点から以下のフォントを主に使ってデザインを検討することを想定しています。 <small>(JIS X 0221:2020の範囲の文字を表現しきれない項目(氏名、住所等)については、IPAmj明朝を併用予定)</small></p> <p>BIZ UDPゴシック BIZ UDゴシック</p> <p>制作元 (株)モリサフ UD書体にも積極的に対応しており、エビデンスの取得も実施</p> <p>フォントの種類 レギュラー・ボールド UDフォントのヒューマン向けは書体のため、種類は少な目 ただし、細かいサイズの違いは今回そこまで必要がないと思われるため十分と判断</p> <p>使用例 英数の幅が広めで見やすいため、 基本フォントとして使用 等幅フォントのため、 文字幅をそろえたい場合に 使用を検討</p> <p>11</p>
--	--

4. 全国意見照会（2回目）の対応事項について （2）統合収滞納機能の実装類型見直しについて

課題

国保標準仕様書【第1.1版】で規定した収納管理・滞納管理の機能要件は、税務システム標準仕様書で示された要件と同等の要件としていたものの、税務システム標準仕様書においてオプション機能へ見直されたこと等により実装類型に差異が生じていたため、国保標準仕様書【第1.1版】で示した実装必須機能について、税務システム標準仕様書【第3.0版】での規定状況を確認し、国保において過剰と考えられる実装必須機能について、標準オプション機能に見直すこととした。

確認の結果、計22件（収納管理：8件、滞納管理：14件）の機能要件について、見直し対象候補とし、2回目の全国意見照会を実施した。

方針（結論）

全国意見照会においては、「標準オプション機能へ見直しを行うべきではない。」「標準オプション機能では実装されない可能性があるため、実装必須機能へ変更してほしい。」といったご意見をいただいた。

ご意見いただいた対象機能について再検討を行ったが、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況や運用状況にかなりの差異があると考えており、全ての市区町村において必須となる機能ではないことや、標準オプション機能へ実装類型を見直すものの要件自体を削除するものではないことから、事務局にて整理した見直し対象案の通りとさせていただくこととし、機能・帳票要件に反映した。

4. 全国意見照会（2回目）の対応事項について

（3）その他修正について

課題

標準仕様書【第1.1版】で規定した機能要件について、改めて内容を精査したところ、**機能要件への補記等が必要と考えられる箇所を確認した。**下記の観点で、修正（機能要件への補記等）が必要と考えられる箇所を確認した。

【修正箇所の確認観点】

- 他の機能要件の内容と整合性が取れていないため、修正が必要なもの
- 標準仕様書【第1.1版】にかけて、機能要件を「～できること」の単位で1機能とした（細分化した）ことにより、機能要件の内容が不明瞭になっており、補記が必要なもの
- 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書において、統合収滞納管理機能の標準仕様が示されたことにより、機能要件の追加・変更・削除が必要なもの

修正が必要と考える箇所については、内容を整理し、**2回目の全国意見照会を実施した。**

方針（結論）

全国意見照会においては、修正案として示した機能要件について、「機能要件の小分類が誤っているのではないか」等のご意見をいただき、**ご意見に基づき標準仕様書への反映を行った。**

また、これまでに議論済みの内容や、**実装必須機能への格上げに関するご意見等**については対応見送りとし、**全国意見照会にて示した内容を標準仕様書へ反映した。**

5. 検討・課題事項について

(1) 地方単独事業に関する機能要件について

課題

医療DX推進本部のうち、診療報酬改定DXでは、医療機関等が導入しているレセプトを算定するプログラムを共通化し、審査支払機関が提供する仕組みを検討している。このプログラムの機能では、患者の自己負担額を計算するため、地方単独事業も計算の対象とする必要があり、地方単独事業を取りまとめ、プログラム上、**地単公費マスタを作成**する必要があるところ。ここで作成する地単公費マスタは、全国都道府県・市区町村の地方単独事業における対象範囲、助成方法、助成内容等が網羅されることから、**標準システムでの機能要件としても流用することを検討する。**

事務局における対応

「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け厚生労働省事務連絡）により、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査が行われており、**地単公費マスタが令和6年度までに取りまとめられる予定。**

令和5年8月30日に開催された第4回「医療 DX令和ビジョン2030」の資料において示された通り、診療報酬改定DXの取り組みの中で、**地単公費マスタを含む共通算定モジュールの検討**が行われており、これらの内容を踏まえ、国保システムとして必要な機能を検討する予定となる。

また、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に示された方針を踏まえ、以下3点の環境整備等の方針にて検討を行っている。

- 自治体の区域の内外を問わず地単公費の現物給付化を進めるため、マイナンバーカードによる資格情報の確認を前提として、医療保険・国公費・地単公費ともにレセプト（併用レセプト）請求方式に統一。
- 国として、国公費所管省庁と連携し、各自治体の地単公費に横串を通して全国各地の地単公費事業を共通化・標準化。
- 共通算定モジュールの開発と地単公費マスタの整備において、地単公費の現物給付化を進めることができることから、諸課題について、国が主導して、事業の責任主体である自治体とともに検討を進めるとともに、システムの構築については支払基金に検討体制を設け、国保中央会を事務局とする作業チームを設置して取組を推進。

この取り組みによって保険者に提供されるレセプトデータにも地方単独事業の自己負担額情報が反映される方針であるため、その場合、現行の高額療養費の算定における市区町村の個別対応が不要となる可能性があることから、その検討結果を待って**標準仕様書としての対応方針を検討する予定。**

なお、令和7年度末までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては、**検討・課題事項一覧にて令和6年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。**

5. 検討・課題事項について

(2) 特定健康診査等及び特定保健指導に係る業務について

課題

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）業務については、現状、市区町村によって所管するシステムが異なる（特定健診システム、国民健康保険システム、健康管理システム等）ことや、**厚生労働省において業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められている状況であった**ことから、令和5年3月に公開した**標準仕様書【第1.1版】での規定は見送り**、次版以降の対応に向けた検討・課題事項とした。

また、健康管理システムにおいても、標準化法において特定健診等業務は標準化対象外と整理されていることから、機能要件は規定されていない状況である。

なお、上記の状況により、令和7年度の標準仕様書準拠以降、特定健診等に係る機能が実装不可として整理した場合、市区町村やベンダにおいて、現行システムから機能を削除するなどの対応が必要となることが懸念されるため、国民健康保険システム標準仕様書【第1.1版】においては、**特定健診等に係る機能要件について、いずれかの標準仕様書に規定されるまでの間、現行の国保システム等に特定健診等に係る機能を実装している場合に限り、令和7年度以降も機能を利用することを許容**することとした。

事務局における対応

特定健診等については、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づきすべての保険者が実施する業務であり、自治体システムの標準化の枠組みにおいては、**国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの標準仕様書のなかで規定する方針**である。しかしながら、市区町村においては、健康管理業務の一環として、特定健診等の事務を行っているケースが多い。そうした実態もあり、**市販のパッケージにおいても多くが健康管理システムの一部として該当機能を実装**している状況である。

特定健診等に係る標準仕様書を規定する議論を行うため、新たに特定健診等WTが設置され、令和5年11月16日に第1回WTが開催された。特定健診等の標準仕様書は、国保標準仕様書の一部として示すこととし、令和6年3月末に【第0.9版】として公開した後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開することとなった。**検討状況を鑑みて国保標準仕様書への取り込みを検討する。**

特定健診等WTにおいて示された方針やスケジュールについて、次頁に示す。

5. 検討・課題事項について

(2) 特定健康診査等及び特定保健指導に係る業務について

特定健診等WTの概要

高齢者の医療の確保に関する法律において、特定健診等は保険者（国保においては市区町村）が行うことと規定されていることから、特定健診等WTについては、国民健康保険システム標準化検討の枠組みの中で実施し、**国民健康保険システム標準仕様書の一部として策定・公開する**方針が示された。

また、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」および「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて**国保中央会が開発**し、国保連合会より市区町村に導入されている**特定健診等データ管理システムの共同処理仕様等**をベースとし、**その内容に基づき、構成員の意見も取り入れながら、標準仕様書を作成する**方針が示された。

標準仕様書公開までのスケジュールについて、**令和6年3月に国保検討会（親会）へ報告後、【第0.9版】として公開する予定**。なお、標準仕様書の改版は原則1月または8月に行うこととされているため、**【第1.0版】としての公開は令和6年8月を予定している**。（国保標準仕様書を改版する形で、特定健診等標準仕様書【第1.0版】を公開する。）



特定健診等WT（第1回）「資料4_令和5年度検討体制・スケジュール」より抜粋

- 特定健診等標準仕様書【第1.0版】が令和6年8月末に公開される見込みであるため、改めて国保標準化WT及び検討会の実施について検討中である。

5. 検討・課題事項について

(3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

課題

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）が公布され、また、令和5年8月8日に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応について「最終とりまとめ（※）」として公表されたことを踏まえ、**対応が必要と想定される機能要件を検討し、標準仕様書上の取り扱いを検討する必要がある。**

（※）最終的には今後規定される政省令を踏まえた検討を行う必要があるという前提

事務局における対応

方針を検討するため、上記の「最終とりまとめ」から必要となる要件を検討した。

＜主な要素（抜粋）＞

- ① マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、**保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認**することとする。
- ② 資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分し、**任意記載事項（※）については、保険者の判断で記載事項を選択**した上で、本人の希望に基づき記載事項として追加することが可能な項目とする。
（※）高額療養費の限度額情報や特定疾病の情報
- ③ マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、医療保険者に対し**利用登録解除申請することで、解除の手続きを行うことが可能**となる。
なお、利用登録解除申請された被保険者については、職権により資格確認書を交付する。
また、利用登録解除申請情報は、オンライン資格確認等システムへ連携し利用登録解除の手続きを実施する。

上記を踏まえ、利用登録解除申請の管理を可能とし、資格確認書を職権交付できるようにする。
また、オンライン資格確認等システムに対し、利用登録解除情報を連携するためのインターフェースを作成できるようにする。
- ④ 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者をご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、**新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・交付者名、負担割合等を記載した資格情報のお知らせを交付する。**

上記の内容を受け、国民健康保険システムとしてどのような機能要件の規定が必要か事務局にて確認したうえで検討を行っていくこととし、今年度は標準仕様書への反映を行わず、**検討・課題事項一覧にて令和6年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。**

6. その他の対応について

(1) 給付管理機能と国保総合システムの建付けについて

課題

給付管理機能については、国保総合システムへの一部委託を前提に、市区町村の給付管理システムとして最低限求められる機能を「実装必須機能」、一部委託が可能な対象機能を「標準オプション機能」として定義して標準仕様書を公開したものの、**市区町村の国保システムのうち、給付管理機能（以下「市区町村給付システム」という。）を利用せず、国保総合システムのみを利用している場合や、国保総合システムは使用しているが、支給管理等については国保システム以外のシステムを利用している場合、また、特に小規模な市区町村においては、それらをシステムで管理を行っていないという場合も想定される**ことから改めて整理することとした。

事務局における対応

市区町村における給付システムの導入パターンを以下の通り整理した。

1. 市区町村給付システムを利用しない
 - (1) 国保総合システムを利用する。
 - (2) システム外で運用する。
2. 市区町村給付システムを利用する。
 - (1) 全機能を利用する。
 - (2) 一部委託を行う。

上記 1 については、市区町村給付システムを利用しないため、標準仕様書に準拠するという概念が該当しないものとする。このため、**この考え方について、以下の通り本紙に示すこととした。**

国保標準仕様書（本紙）第 1 章 3. (2) 対象範囲

（前略）

また、国保総合システムに事務処理を委託することを前提とし、国保総合システムで対応していない事務処理をシステム外で個別に対応している市区町村においては、市区町村の「給付管理」システムを導入する必要がない場合がある。その場合、標準仕様書の「給付管理」に実装必須として規定されている機能要件であっても、機能を実装しなくてもよいものとする。

上記の 2 については、既に国保標準仕様書本紙に示した通り、標準化の対象となるため、標準仕様書に示す実装類型に従い、機能を実装する必要がある。なお、既に標準仕様書に示されている「実装必須機能」については、上記 2. (2) のパターンにおいて必要最小限の機能を規定している。

6. その他の対応について

(2) 帳票IDの付番について

課題

標準仕様書に示す帳票について、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.2版】」の規定に基づき、帳票IDを付番する。

事務局における対応

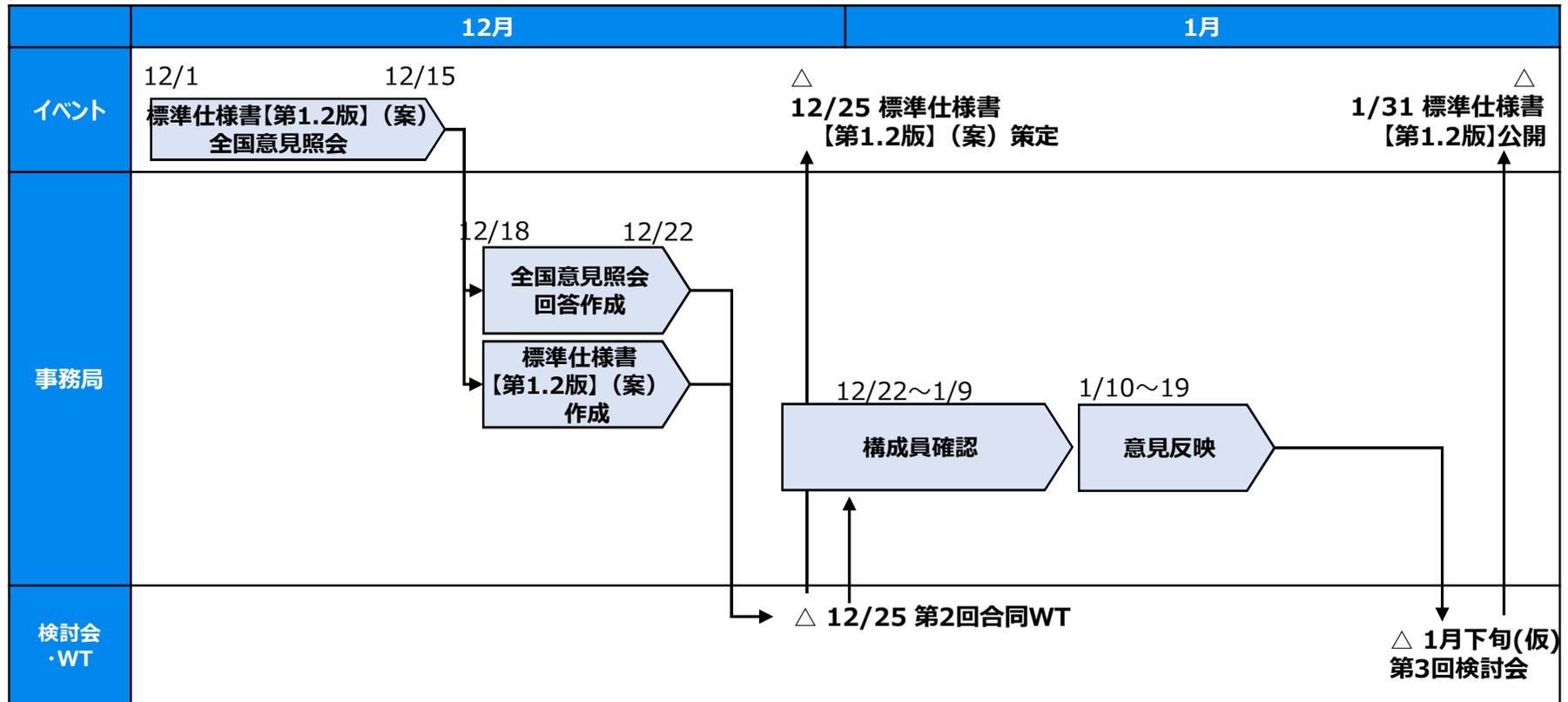
(別紙3) 帳票詳細要件及び (別紙4) 帳票レイアウトの目次に「帳票ID」列を追加し、一意となるようIDを付番した。

【修正例】

大項目	帳票タイトル	帳票ID
1. 資格管理	ト 01. 国民健康保険被保険者証	0240002
	ト 02. 国民健康保険被保険者資格証明書	0240003
	ト 03. 国民健康保険高齢受給者証	0240004
	ト 04. 国民健康保険標準負担額減額認定証	0240005
	ト 05. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	0240006

7. 今後の予定

○ 令和6年1月末の標準仕様書【第1.2版】公開までのスケジュール（案）を以下に示す。



○ 本資料の内容を反映した標準仕様書【第1.2版】（案）に基づき、令和6年2月上旬にデジタル庁にてデータ要件・連携要件の改版を予定していることから、**令和5年12月25日時点の標準仕様書【第1.2版】（案）をデジタル庁へ提出する予定としている。**

○ また、「【別添①】ご意見一覧」及び「【別添②】標準仕様書【第1.2版】（案）」については、WT構成員様にて内容をご確認いただき、**疑義等がある場合は、令和6年1月9日までに事務局へご連絡いただきたい。**いただいたご意見については、デジタル庁における確認と並行して、必要に応じて仕様書への反映を行う予定。

○ なお、WT構成員様のご意見を反映した仕様書（案）について、**1月下旬に実施予定の第3回検討会にてご承認をいただいたのち、令和6年1月31日に標準仕様書【第1.2版】として公開する予定。**